

児童扶養手当支給認定事務の取扱いについて

1 行政相談

私は、夫と離婚する予定であったため、必要な手続、提出書類などについて、役所の関係部署に電話で確認していたところ、離婚後は、私が児童扶養手当を受給できることが判明したため、令和6年6月28日に担当窓口に出向き、反映に時間のかかる戸籍謄本を除く書類一式を提出し受理された。

しかしながら、同年7月2日に役所の担当者から電話があり戸籍謄本の代わりに「離婚届受理証明書」が必要とのことであったため、同月3日に「離婚届受理証明書」を提出したところ、同担当者から「受理日が6月28日から7月3日に変更されることにより、児童扶養手当の支給開始月は8月になる。」との説明があった。

私は、役所の確認不足により受理日が変更になり、児童扶養手当の支給開始月が1か月遅れてしまうことに納得がいかない。

2 制度概要

(1) 目的、支給対象者

児童扶養手当制度は、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童※が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものである。当該手当は以下の者に対して支給される（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第1条）。

※ 児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。障害児の場合は20歳未満

また、法の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされている。

- ① 児童を監護する母
- ② 児童を監護し、かつ生計を同じくする父
- ③ 児童の養育者（祖父母等）

(2) 支給要件

法第4条第1項各号に定める支給要件は、以下のとおり。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父（母）が死亡した児童
- ③ 父（母）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父（母）の生死が明らかでない児童

- ⑤ 父（母）が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- ⑥ 父（母）が裁判所からのDV保護命令※を受けた児童

※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に規定する命令のことを指す。

- ⑦ 父（母）が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ ⑧に該当するかどうか明らかでない児童

ただし、請求者や児童が日本国内に住所を有しないとき、児童が里親に委託されているとき、父又は母の配偶者に養育されているとき（父又は母が重度の障害の状態にある場合を除く。）等の場合は、児童扶養手当は支給されない（法第 4 条第 2 項及び同条第 3 項）。

(3) 手当の支給に関する事務

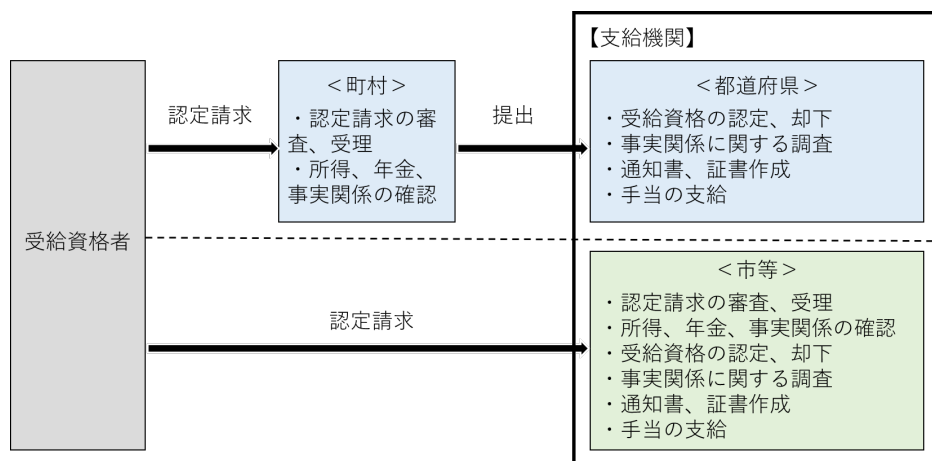
法第 6 条により、児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするとき、その受給資格及び手当の額について、手当の支給機関（都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長）の認定を受けなければならないとされている。

また、町村（福祉事務所を設置している場合を除く。）※では、法第 33 条及び施行令第 10 条の規定に基づき、手当の支給に関する事務の一部（認定請求、現況届、各種届出等）を実施している。

※ 東北 6 県の町村は、福祉事務所を設置していない（令和 6 年 4 月 1 日現在）。

認定請求の受理から認定までの事務の流れは、図 1 のとおり。

図 1 認定請求の受理から認定までの流れ



(注) 「児童扶養当事務処理マニュアル」（令和 6 年 3 月版、こども家庭庁支援局家庭福祉課）を基に当局が作成

(4) 手当の額（月額）

児童扶養手当の月額、受給資格者が監護・養育する児童の数及び受給資格者の所得によって決められる。

（例：全部支給のケース）

監護・養育する児童が 1 人の場合：45,500 円

2 人目以降の加算額：一人につき 10,750 円

(5) 支給開始月

児童扶養手当の支給期間は、法第 7 条において、「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（以下「支給開始月」という。）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」とされている。

支給開始月の決定に当たり重要となる認定の請求時点については、図 2 のとおり、「児童扶養手当事務処理マニュアル」（令和 6 年 3 月版、こども家庭庁支援局家庭福祉課）において、「児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）上必要とされる添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点」とされている。

図 2 請求者に係る請求時点の扱いについて

○請求者に係る請求時点の扱いについて [昭和 60 年児企第 34 号]

手当は、法第 7 条により、認定請求の翌月から支給することとされているが、請求時点は市町村において、児童扶養手当法施行規則上必要とされる添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点である。

（注）1 児童扶養手当事務処理マニュアルから抜粋

2 下線は当局が付した。

(6) 法律婚解消（離婚）による認定請求に当たり必要な添付書類

法律婚解消（離婚）による児童扶養手当の認定請求に当たり、児童扶養手当法施行規則上必要とされる主な添付書類としては、戸籍謄（抄）本、世帯全員の住民票及び所得証明書がある。

このうち、戸籍謄（抄）本については、児童扶養手当事務処理マニュアルにおいて、図 3 のとおり、父母離婚の記載がある戸籍謄（抄）本を添付する必要があるものの、戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合には、戸籍謄（抄）本に代えて離婚届受理証明書を添付することができるとされている。

図3 離婚届受理証明書の取扱いについて

支給要件の事由	説明
(1)父母が婚姻を解消した児童 ①法律婚解消の場合	・父母離婚の記載がある戸籍謄（抄）本 （注意事項） ○<u>戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合には、戸籍謄（抄）本に代えて次の書類を添付することができるものとする。</u>なお、後日、離婚が戸籍に記載された場合は、速やかに戸籍謄（抄）本を提出させること。 ・戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項の規定に基づく<u>離婚届受理証明書</u>

（注）1 児童扶養手当事務処理マニュアルから抜粋
2 下線は当局が付した。

(7) 補正

「児童扶養手当市等事務取扱準則」（平成14年7月4日付け雇児発第0704003号局長通知）別冊第二において、「認定請求書の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、認定請求書を請求者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。」とされている。

3 調査結果

調査対象機関の選定を目的として、東北管内の全市町村（227市町村）に基礎調査を実施し、回答があった市町村のうち、制度の運用状況や類似事例の発生状況、年間の申請件数等を踏まえ、29市町村を調査対象市町村として選定した。

【調査対象機関】

東北管内6県に所在する29市町村（以下「調査対象29市町村」という。）
なお、東北管内6県に対しては、制度の運用状況等について聴取している。

(1) 離婚届受理証明書の取扱いに係る申請者への周知状況

調査対象29市町村における離婚届受理証明書の取扱いに係る申請者への周知状況を確認したところ、表1のとおり、3市町村は、離婚届受理証明書の取扱いを承知していないため、周知を行っていなかった。

また、同取扱いを承知していなかった3市町村以外の26市町村のうち、チラシ、パンフレット、ホームページ（以下「HP」という。）などを活用し周知に努めている市町村は10市町村、担当者から一般的な説明事項の一つとして口頭で説明し周知している市町村は5市町村、申請者から相談があれば説明するが、積極的には周知していない市町村は11市町村となっている。

表 1 離婚届受理証明書の申請者への周知状況

(単位：市町村)

周知の有無	離婚届受理証明書の申請者への周知状況	市町村数
周知実施	チラシ、パンフレット、HPなどを活用し周知に努めている	10
	一般的な説明事項の一つとして口頭で説明し周知している	5
周知未実施	申請者から相談があれば説明するが、 <u>積極的には周知していない</u>	11
	取扱いを承知しておらず、周知していない	3

(注) 当局の調査結果による。

周知を実施している市町村の中には、チェックリストの項目の一つとして離婚届受理証明書の取扱いを周知している市町村（事例 1 参照）がみられ、調査対象 29 市町村以外であるものの、申請者用及び受付窓口担当職員用のチェックリストを活用し、双方向での確認を行っている市町村（事例 2 参照）もみられた※。

※ 基礎調査において、市町村から周知資料の提供を受けている。

(2) 支給開始月の申請者への周知状況

調査対象 29 市町村における支給開始月の申請者への周知状況を確認したところ、表 2 のとおり、チラシ、パンフレット、HPなどを活用し周知に努めている市町村は 12 市町村、担当者から一般的な説明事項の一つとして口頭で説明し周知している市町村は 16 市町村、申請者から相談があれば説明するが、積極的には周知していない市町村は 1 市町村となっている。

表 2 支給開始月の申請者への周知状況

(単位：市町村)

周知の有無	支給開始月の申請者への周知状況	市町村数
周知実施	チラシ、パンフレット、HPなどを活用し周知に努めている	12
	一般的な説明事項の一つとして口頭で説明し周知している	16
周知未実施	申請者から相談があれば説明するが、 <u>積極的には周知していない</u>	1

(注) 当局の調査結果による。

(3) 申請者に^{かし}瑕疵（手続の誤り）がなく、月末までに添付書類が提出できない場合の対応状況

① 市町村の取扱誤りや周知不足などの類似事例について

調査対象 29 市町村において取扱誤りや周知不足により、月末までに添付書類が提出できなかった事例について、令和 3 年度以降の事例の有無及び対応状況を確認したところ、表 3 のとおり、類似事例があった際に、補正で対応できることを知らず、支給開始月が遅れた市町村は 4 市町村、類似事例があったものの補正で対応し支給開始月が遅れなかった市町村は 12 市町村、類似事例がなかった市町村は 13 市町村となっている。

表 3 取扱誤りや周知不足などの類似事例の有無及び対応状況 (単位：市町村)

取扱誤りや周知不足などの類似事例の有無及び対応状況	市町村数
類似事例があった際に補正で対応できることを知らず支給開始月が遅れた	4
類似事例があったものの補正で対応し支給開始月が遅れなかった	12
類似事例がなかった	13

(注) 当局の調査結果による。

類似事例があったものの補正で対応し支給開始月が遅れなかったと回答した市町村に事例の詳細を聴取したところ、以下のような対応を行っていた。

(類似事例に対し補正で対応した市町村の主な対応)

- ・ 申請者への説明不足により離婚届受理証明書の提出が翌月となってしまったため、県にも対応を相談し、離婚届受理証明書に記載されている離婚届の受理日をもって請求日とし、補正による対応を行った。
- ・ 非常に少ない事例ではあるものの、説明が不足することがあるため、こうした場合には市町村の判断で補正により対応している。

② 離婚届受理証明書を即日発行できず、月をまたいで提出となる場合について

戸籍謄(抄)本の代わりとなる離婚届受理証明書の発行までの期間を聴取したところ、表 4 のとおり、離婚届受理証明書の発行までの期間を把握できた 23 市町村※のうち、19 市町村では即日発行可能であるものの、4 市町村は即日発行できないと回答している。

※ 児童扶養手当の担当課では、離婚届受理証明書の発行事務を取り扱っておらず、即日発行の可否について把握していないため、6 市町村からは回答を得られなかった。

即日発行できないと回答した 4 市町村では、月末に離婚届が提出された場合、離婚届受理証明書を即日発行できないために、翌月の認定請求になってしまう事例が起り得るとしており、このうち 2 市町村では実際に年間数件程度こうした事例が生じている。

また、即日発行可能な市町村においても、即日発行できない市町村で離婚届を提出後、すぐに転入してきた場合には、同様の事例が生じ得るとしている。

表 4 離婚届受理証明書の即日発行の可否及び類似事例の発生状況 (単位：市町村)

即日発行の可否	市町村数	認定請求が翌月になる事例発生の有無	
		有	無
即日発行可	19		
即日発行不可	4		
		2	2

(注) 当局の調査結果による。

4 こども家庭庁の見解

認定請求に係る補正の考え方について、こども家庭庁に照会したところ、「児童扶養手当法施行規則上必要とされる添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点が、法第7条に規定する「認定の請求をした日」としており、「児童扶養手当市等事務取扱準則」等においては、請求書等の受理に当たり、不備がないことの確認を行うこととしている。その上で、受理日以降に不備が確認された場合については、当初受理した時点が「認定の請求をした日」として扱うために、基本的に補正により対応すべきと考えるが、補正することが不適切と判断されるような事情があれば、個別のケースに応じた各地方公共団体の判断となる。」としている。

また、離婚届受理証明書が即日発行できず、月をまたいで提出となる場合の考え方については、「原則的には、不備がないものとして請求書を受理することとなるが、戸籍に記載されるまでに時間がかかることを理由として、これに代わる書類として提出を求めている離婚届受理証明書が即日発行できず、支給開始月が遅れることとなる場合に、離婚届が受理されていることについて戸籍担当部門に確認するなどした上で請求書等を受理することは差し支えない。」としている。

5 行政改善推進会議の主な意見

- 児童扶養手当の認定請求に係る添付書類や支給開始月などの制度の仕組みを申請者の立場に立って丁寧かつ確実に周知することが重要である。

周知に当たっては、市町村担当者の属人的な知識やスキルに頼るのではなく、チラシ、パンフレット、チェックリストを活用するなどの説明不足を防ぐ取扱いが求められるため、今回把握した工夫例を調査対象6県及び同県内の市町村に周知してはどうか。

- 離婚に伴う経済的な困窮に陥らないように、児童扶養手当の趣旨に基づいて、申請者に寄り添った対応をしていくべきである。このため、申請者に瑕疵がなく、月末までに添付書類が提出できない場合には、後に補正し、申請者に支給していくべきである。

今回、把握した申請者に瑕疵がない場合のこども家庭庁の補正に係る考え方、市町村の補正対応について、調査対象6県及び同県内の市町村に周知してはどうか。

6 調査結果及び行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡事項

児童扶養手当の認定請求に係る添付書類、支給開始月などの制度の仕組みについて、申請者への説明不足等を防ぐため、市町村窓口でチラシ、パンフレット、チェックリストなどを活用し周知（情報提供）に努めている市町村がある一方で、積極的に周知していない市町村がみられた。

また、今回の調査対象 29 市町村における申請者に瑕疵がない場合の補正の取扱状況をみると、補正で対応し支給開始月が遅れなかった市町村がある一方で、補正で対応できることを知らず支給開始月が遅れたとする市町村がみられた。

さらに、戸籍謄（抄）本の代わりとなる離婚届受理証明書の発行までの期間について確認したところ、即日発行できない市町村は、月末に離婚届が提出された場合、離婚届受理証明書を即日発行できないために、翌月の認定請求になってしまう事例が年間数件程度あるとしている。

以上の調査結果及び行政改善推進会議の意見を踏まえ、離婚によるひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る観点から、市町村窓口でチラシ、パンフレット、チェックリストなどを活用し周知に努めている工夫例、申請者に瑕疵がない場合のこども家庭庁の補正に係る考え方、市町村の補正対応について、行政運営の参考になると考えられるため、調査対象 6 県に対して参考連絡するとともに、同県内の市町村への周知を依頼することとしたものである。

離婚届受理証明書の取扱いなどについてチェックリストを活用した周知事例を、以下のとおり、掲載しているが、掲載している様式には、市町村が独自に提出を求めている書類等が含まれる。

このため、様式の活用に当たっては、「児童扶養手当事務処理マニュアル」において、児童扶養手当法施行規則上必要とされている以外の書類等について、市町村が独自に提出を求め、これらの書類等の提出が行われるまで認定の請求を受理しないという誤った取扱いを行わないよう記載されている点に留意されたい。

【事例 1】

申請者への案内書類にチェック欄及び受付職員の記載欄を設け、双方向で確認

児童扶養手当認定請求・ひとり親家庭医療費受給申請の手続きについて

1. 戸籍謄本

- ☐ 請求者本人のもの 1 通
- ☐ 児童のもの（請求者と児童の戸籍が別の場合） 1 通

※ 本籍地の市町村役場にて交付します。〇〇に本籍がある方は「〇〇課」で交付します。

※ 発行日から 1 か月以内のものがが必要です。

※ 戸籍に離婚が記載されるまで時間がかかる場合は、「離婚の受理証明書」で申請可能です。
(後日、離婚が記載された戸籍謄本の提出が必要となります。)

2. マイナンバー関連

- ☐ マイナンバーカード（本人の顔写真入りのもの）
- ☐ マイナンバー通知カード+身分証（本人の顔写真入りのもの）

※請求者本人以外に、児童、扶養義務者のマイナンバーが必要です。請求者本人以外は、マイナンバーのみ確認します（身分証明は不要）

※扶養義務者とは、受給者の父母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹や子ども等が該当し、受給者と生計を同じくする方をいいます。ただし、兄弟姉妹の配偶者（兄嫁など）は該当しません。

3. その他（次のものがが必要です。）

- ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書等（基礎年金番号がわかるもの）
- ☐ 健康保険証（本人・子）
(離婚等の理由で手当を申請する場合、母(父)が前夫(妻)の保険証から抜けていないと受付できません。)
- ☐ 請求者本人名義の預金通帳
- ☐ その他
【事実婚解消の申立書、別居監護申立書、住民票、申立書、DV保護命令確定証明書、その他（ ）】

受付日 令和 年 月 日

受付者 _____

(注) 市町村提供資料に基づき当局が作成

【事例 2】

申請者用及び受付窓口担当職員用のチェックリストを活用し、双方向で確認

(1) チェックリストの活用事例（申請者用）

児童扶養手当申請時必要書類チェックシート

項目	確認事項	はい	いいえ	備考
戸籍謄本 (申請者・子)	・申請者の戸籍を取得している。(発行日は申請日の1ヶ月以内)			
	・子どもの戸籍を取得している。(発行日は申請日の1ヶ月以内)			
	※申請者の戸籍に子が入っており、子の筆頭が元配偶者になっていても可			
	・戸籍謄本に離婚日の記載はありますか。			
通 帳	※ 戸籍謄本の取得に時間がかかる場合、離婚届の受理証明に代えることもできますが、後日、戸籍謄本の提出が必要です。			
	・申請者名義の通帳になっていますか。			
	※通帳名義の変更の予定がある場合は必ずお申し出ください。			
	・申請者と子どもの保険証はありますか。			
保険証 (申請者・子)	※保険証の切替手続き中の場合は、後日の提出でも構いません。			
	・マイナンバーカード又は運転免許証等の本人確認できるものがありますか。			
本人確認	・申請者の年金手帳はありますか。			
年金手帳	・申請者及び同居家族の個人番号が記載されたものがありますか。			ある場合はお持ちください。
個人番号				ある場合はお持ちください。

(上記チェックシートの記入及び確認方法等)

- ① 上記の確認事項を見ながら、「はい」又は「いいえ」に○を付けてください。
- ② チェックシートが全て「はい」になっていれば申請に必要な書類が揃っています。
- ③ 申請の際は、**必ず事前予約をしてから指定された日時に来庁**ください。

児童扶養手当に関する窓口

担当課
電 話

(注) 市町村提供資料に基づき当局が作成

(2) 受付事務確認マニュアルの活用事例（受付窓口担当職員用）

児童扶養手当 受理事務確認マニュアル			
	確認	提出書類	メモ
申請者が持参するもの	☐	戸籍謄本（離婚日の記載があるもの） または 離婚届の受理証明（後日戸籍謄本の提出を求めること）	
	☐	請求者名義の通帳	
	☐	請求者・児童の保険証（元配偶者の扶養から除かれているか確認）	
	☐	年金手帳	
	☐	請求者および同居家族のマイナンバー	
	☐	本人及び扶養義務者の課税証明書（転入者のみ）	
申請時記入（必須）	☐	認定請求書	
	☐	生計維持等に関する調書	
	☐	養育費等に関する申告書	
	☐	認定請求者の現況調書	
	☐	公的年金調書（担当者が聞きとり）	
状況によって添付するもの	☐	未婚で申請する場合 ⇒ 申立書（未婚の女子の子で請求する場合）	
	☐	事実婚解消して申請する場合 ⇒ 事実婚解消申立書	民生委員さんの確認・署名が必要
	☐	新たに子どもが生まれたが、法律婚・事実婚ではない場合 ⇒ 法律婚・事実婚に関する申立書・調書および調査報告書	調査報告書は民生委員さんが記入
	☐	遺棄により申請する場合 ⇒ 遺棄申立書・遺棄証明	民生委員さんの確認・署名が必要
	☐	養育者が申請する場合 ⇒ 養育申立書	民生委員さんの確認・署名が必要
	☐	別居している児童を監護している場合 ⇒ 別居監護の申立書	①対象児童の世帯全員の住民票が必要 ②住民票を異動していない場合は在学・在寮証明が必要
	☐	DV等で請求者が住民票を移動できない場合 ⇒ 居住申立書	民生委員さんの確認・署名が必要
	☐	前夫以外の者が不在のとき ⇒ 不在申立書	民生委員さんの確認・署名が必要
	☐	住民票に「同居人」と記載されている場合や住民登録されていないが同居人が居る場合 ⇒ 同居人との関係申立書	民生委員さんの確認・署名が必要
	☐	同一住所地に居住しているが、生計が同一でない場合 ⇒ 生計分離に関する申立書	

（注）市町村提供資料に基づき当局が作成